

道州制基本法について

道州制ビジョン懇談会委員・柳井市長

河内山 哲朗

会議に出席できませんので、ぜひ懇談会席上で意見を読み上げていただきますようお願い申し上げます。

今回（12月1日）の道州制ビジョン懇談会は、急遽開催日程が決められたものであり、私をはじめとして委員の多くが出席できない状況だと聞いています。しかも唐突に道州制基本法についての議論や、国会への法案提出までも議論されるのではと伺いました。

このような状況で、「道州制基本法」の平成21年度通常国会への提案を促すといった非常に重要な問題を議論すべきではないと考えます。「道州制基本法」については、多くの委員が納得できるよう、道州制ビジョン懇談会として十分議論を尽くすべきであります。

また、道州制ビジョン懇談会中間報告では、「道州制基本法は、今懇談会の最終報告が行われる2010年には原案を作成し、その翌年の通常国会に提出する」というスケジュールを念頭に、「道州制基本法の骨子となるべき事項については、今後、地方の意見も反映しつつ、当懇談会において検討を進め、最終報告書に記載する。」とされています。

残された課題についても検討不十分（現在専門委員会に議論をお願いしている途上です）かつ、地方の意見も十分聞いていない中で、道州制基本法案の政府提案を求めることは、当懇談会で合意された中間報告の内容を否定することになります。まずは、皆で決めた中間報告の趣旨どおり、基本法の骨子となるべき事項の検討を進めるべきであります。

地方をはじめとする関係者の意見や専門委員会の議論を踏まえ、魂のこもった道州制ビジョンを策定することこそが道州制ビジョン懇談会の使命だと思います。

形ばかりの基本法を出すことは道州制の議論に真摯にかかわっている多くの人々を混乱させるだけだと考えます。

麻生総理の所信表明演説にもあるとおり、地方分権改革を進め、その先に道州制があると大多数の地方自治関係者は考えています。

地方分権改革推進委員会は平成21年度中に地方分権一括法を国会に提出するというスケジュールで議論を行っていると聞いていますが、地方分権改革の結論が出ないうちに道州制基本法案を国会に提出することは、現在喫緊の課題として集中的に進めるべき地方分権改革の取組をあいまいにしまいます。

まず地方分権改革を進め、その先に道州制を目指すという順序を間違えないことが肝要です。

以上、意見を申し述べます。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。